

電子帳簿保存法について！

令和5年度 税制改正による電子帳簿保存制度の見直しの概要を含む

令和六年一月一日から電子取引データの保存が義務化されます。

令和3年度電子帳簿等保存法の改正により、納税者の書類保存に係る事務負担の軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電子データによる保存が認められることになりました。
また、令和5年度税制改正により電子帳簿保存制度の見直し（要件緩和）が行われています。

「電子帳簿等の保存」（任意）

会計ソフト等で電子的に作成した帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するだけでなく、データのまま保存することが可能になりました。（R3年度改正）

※ R5年度改正により「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。従来までは①仕訳帳 ②総勘定元帳 ③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）でしたが、改正後は、①仕訳帳 ②総勘定元帳 ③その他必要な帳簿が（限定されることになりました）。

データの保存方法と検索機能

◆電子取引データの保存（義務化）

電子取引により授受した書類は、電子的に保存することが義務化されます。

※ メール等により受け取った領収書や、電子的に発行した請求書・領収書等は必ず電子保存が必要になります。

◆スキャナ保存（任意） ※ R5年度改正で要件が緩和されました。

紙で授受した書類についてもスキャナ等でデータ保存することが可能になりました。

- ① 解像度・諧調・大きさに関する情報の保存が不要となりました。
- ② 入力者情報の確認要件が不要となりました。
- ③ 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

◆検索機能の追加 【重要】 令和6年1月1日以降のデータが対象

原則保存する際のファイル名に、検索機能として「取引日、取引先、金額」を追加する必要があります。ただし、令和5年度改正により、基準期間の売上が5,000万円以下の事業者または、電子取引データを印刷した書類を取引年月日、その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出できる事業者は検索機能が不要になりました。

改ざん防止対策

- ①タイムスタンプの付与（取引先または自社）
- ②改ざん不可能なシステムの導入（訂正削除が記録されるシステム）
- ③ 事務処理規程の整備 【重要】 この3つの内いずれかを実施する必要があります。

飯坂町商工会